明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○公職選挙法施行令の一部を改正する政令（一一）　二
○地方自治法施行令等の一部を改正する政令（一二）　三
○介護保険法施行令の一部を改正する政令（一三）　五

〔府令・省令〕

○自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払の適正化のための措置に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・国土交通一）　七
○地方自治法施行規則等の一部を改正する省令（総務二）　七
○在外選挙執行規則の一部を改正する省令（同三）　七
○介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一三）　七
○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産・経済産業・国土交通一）　三
○デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（国土交通二）　三
○海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（同三）　三

〔告　示〕

○電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ロの電気通信設備を指定する件の一部を改正する件（総務一七）　六
○文化財を重要文化財に指定する件（文部科学二）　六
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（同三）　六
○介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の全部を改正する件（厚生労働一八）　六
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産一三四）　九
○出願公表後に名称変更がなされた件（同一三五）　一〇〇
○特定操縦免許講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容及び講習の方法等の基準を定める告示（国土交通二六）　一〇〇
○海上運送法施行規則第十二条の二第三号に規定する航路を定める告示（同二七）　一〇二
○船員法施行規則第十二条第三項第三号に規定する航路を定める告示を廃止する告示（同二八）　一〇三
○海上運送法施行規則第二十三条の二第二号及び第二十三条の四の五第二号に規定する国土交通大臣が告示で定める場合を定める告示（同二九）　一〇三
○標準運送約款の一部を改正する告示（同三〇）　一〇四

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責関係　一〇四
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、独立行政法人都市再生機構、日本弁護士連合会懲戒処分・裁決取消訴訟の判決確定、税理士登録者関係　一一二
地方公共団体
行旅死亡人、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　一一三
会社その他
会社決算公告　一一三

本号で公布された法令のあらまし

◇公職選挙法施行令の一部を改正する政令（政令第一一号）（総務省）

1　在外選挙人証の交付方法の見直しに関する事項

在外選挙人証に変更に係る事項を記載した場合及び在外選挙人証を再交付する場合の在外選挙人証の交付方法について、総務省令で定めるところにより、領事官を経由して送付しなければならないこととした。（第二三条の七第六項及び第二三条の八第三項関係）

2　在外選挙人名簿登録申請書等の送付方法の見直しに関する事項

在外選挙人名簿登録申請書、在外選挙人証の記載事項の変更の届出書及び在外選挙人証の再交付の申請書の領事官から市町村の選挙管理委員会への送付について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成一四年法律第一五一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、外務大臣を経由することを要しないこととした。（第二三条の三第五項及び第二三条の七第四項関係）

3　在外選挙人名簿に登録しなかった場合等の通知の方法の見直しに関する事項

㈠　市町村の選挙管理委員会が在外選挙人名簿登録申請者を在外選挙人名簿に登録しなかったときの通知、在外選挙人名簿に登録されている者を在外選挙人名簿から抹消したときの通知及び在外選挙人名簿に登録されている事項に係る記載を修正又は訂正したときの通知について、外務大臣を経由することを要しないこととした。（第二三条の六第一項及び第二三条の一四関係）

㈡　領事官が在外選挙人名簿の登録をされるべきでなかったことを知ったときの通知について、外務大臣を経由することを要しないこととした。（第二三条の一五第一項関係）

4　この政令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行することとした。